

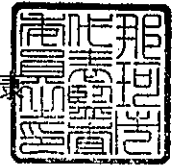


那珂市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成28年度定期監査の結果
について、別紙のとおり公表します。

平成29年3月27日

那珂市代表監査委員 萩谷 眞 康





那監第 67 号
平成29年3月27日

那珂市長	海野徹様
那珂市議会議長	中崎政長様
那珂市教育委員会委員長	佐藤哲夫様
那珂市選挙管理委員会委員長	坂場實様
那珂市農業委員会会長	眞崎孝昭様
那珂市固定資産評価審査委員会委員長	高村和正様

那珂市監査委員 萩谷 眞 康



那珂市監査委員 君嶋 寿 男



平成28年度那珂市定期監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成28年度の定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告及び意見を提出します。

担当

監査委員事務局 平野、金田

内線 572、573

平成 28 年 度
定 期 監 査 報 告 書

那 珂 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査

2 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、又は、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、全課室及びあらかじめ指定した施設に調書及び資料の提出を求め、対象課室等から提出された資料に基づき、予備監査として補助職員により関係書類の監査を実施した。本監査においては、対象課室長等から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関については、現地において監査を実施した。

5 監査の実施期間

平成28年9月26日から平成29年2月28日まで

6 監査の対象及び実施日程

監査対象		予備監査	本監査
行財政改革推進室（監査委員事務局）		平成29年 2月 6日	平成29年 2月 27日
企画部	秘書広聴課（市民相談室）	平成28年 12月 1日	平成28年 12月 26日
	政策企画課	平成29年 1月 16日	平成29年 1月 27日
総務部	総務課 （選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会事務局）	平成29年 1月 5日	平成29年 1月 25日
	財政課	平成29年 1月 5日	平成29年 1月 25日
	税務課	平成28年 11月 1日	平成28年 11月 25日
	収納課	平成28年 11月 1日	平成28年 11月 25日
	瓜連支所	平成28年 12月 5日	平成28年 12月 27日
市民生活部	市民協働課	平成29年 1月 13日	平成29年 1月 27日
	ふれあいセンターよこぼり	平成29年 1月 11日	平成29年 1月 27日
	ふれあいセンターごだい	平成29年 1月 13日	平成29年 1月 27日
	ふれあいセンターよしの	平成28年 9月 28日	平成28年 10月 28日
	総合センターらぼーる	平成28年 9月 28日	平成28年 10月 28日
	市民課	平成29年 1月 4日	平成29年 1月 27日
	那珂聖苑	平成29年 1月 11日	平成29年 1月 27日
	環境課（消費生活センター）	平成29年 2月 2日	平成29年 2月 24日
	防災課	平成29年 2月 6日	平成29年 2月 27日

	監査対象	予備監査	本監査
保健福祉部	社 会 福 祉 課	平成29年 1月 12日	平成29年 1月 26日
	こ ども 課	平成29年 1月 10日	平成29年 1月 26日
	菅 谷 保 育 所	平成29年 1月 11日	平成29年 1月 26日
	地域子育て支援センター	平成29年 1月 11日	平成29年 1月 26日
	こども発達相談センター	平成29年 1月 6日	平成29年 1月 26日
	介 護 長 寿 課	平成29年 1月 12日	平成29年 1月 26日
	保 険 課	平成28年 12月 2日	平成28年 12月 26日
	健 康 推 進 課	平成29年 1月 6日	平成29年 1月 26日
産業部	農 政 課	平成29年 2月 3日	平成29年 2月 24日
	商 工 観 光 課	平成29年 2月 3日	平成29年 2月 24日
建設部	土 木 課 (用 地 室)	平成29年 2月 2日	平成29年 2月 28日
	都 市 計 画 課	平成29年 2月 1日	平成29年 2月 28日
	建 築 課	平成29年 2月 1日	平成29年 2月 28日
上下水道部	下 水 道 課	平成28年 11月 8日	平成28年 11月 28日
	水 道 課	平成28年 11月 7日	平成28年 11月 28日
会 計 課	平成28年 11月 1日	平成28年 11月 25日	
議 会 事 務 局	平成28年 9月 26日	平成28年 10月 25日	
農 業 委 員 会 事 務 局	平成28年 9月 26日	平成28年 10月 25日	
教育委員会	学校教育課 (指導室)	平成28年 11月 2日	平成28年 11月 28日
	学 校 給 食 セ ン タ ー	平成28年 9月 27日	平成28年 10月 26日
	菅 谷 西 小 学 校	平成28年 9月 27日	平成28年 10月 26日
	五 台 小 学 校	平成28年 9月 27日	平成28年 10月 26日
	芳 野 小 学 校	平成28年 9月 28日	平成28年 10月 28日
	木 崎 小 学 校	平成28年 9月 27日	平成28年 10月 26日
	瓜 連 小 学 校	平成28年 9月 28日	平成28年 10月 28日
	第 一 中 学 校	平成28年 9月 27日	平成28年 10月 26日
	第 三 中 学 校	平成28年 9月 28日	平成28年 10月 28日
	瓜 連 中 学 校	平成28年 9月 28日	平成28年 10月 28日
	菅 谷 西 幼 稚 園	平成28年 9月 27日	平成28年 10月 26日
	五 台 幼 稚 園	平成28年 9月 27日	平成28年 10月 26日
	芳 野 幼 稚 園	平成28年 9月 28日	平成28年 10月 28日
	生 涯 学 習 課	平成28年 12月 5日	平成28年 12月 27日
	ス ポ ー ツ 推 進 室	平成28年 12月 6日	平成28年 12月 27日
	図 書 館	平成28年 12月 2日	平成28年 12月 27日
中 央 公 民 館	平成28年 12月 1日	平成28年 12月 27日	
歴 史 民 俗 資 料 館	平成28年 12月 6日	平成28年 12月 27日	
消防本部	総務課、予防課、警防課、 東消防署、西消防署	平成29年 1月 13日	平成29年 1月 27日

第2 監査の結果及び意見

1 行財政改革推進室・監査委員事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 企画部

(1) 監査対象課等

秘書広聴課（市民相談室）、政策企画課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

3 総務部

(1) 監査対象課等

総務課（選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局）、財政課、税務課、
収納課、瓜連支所

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

総務課について、時間外労働については、正職員が平成17年の合併時に比べて50人減となったが、仕事量は減っていないため増加傾向にある。正職員の確保をしっかりと行わないと、専門性や継続性が保てなくなり問題があると思われる。また、職員のメンタルについてもしっかりとフォローする必要があると思われる。育児休暇等の制度についても、取得した時に対応できるような環境整備に努めるべきと思われる。以上について、引き続き留意して取り組まれない。

行政不服審査会等の審査会については、審査会の前の段階で解決することが大事であるので、今後も引き続き、現場の窓口において丁寧でわかりやすい説明に努められたい。

財政課について、市が寄付を受けた3階建RC建築物については、現状の安全対策のままでは根本的な解決につながらず、その維持にも経費を要することから、速やかに撤去工事を行えるよう努められたい。

4 市民生活部

(1) 監査対象課等

市民協働課（ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーる）、市民課（那珂聖苑）、環境課（消費生活センター）、防災課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。ただし、以下事項については、速やかに改善することが望ましいと認められた。

- 事務局を担当している団体について、一部の財務に係る文書について整理がおろそかになっている状況が見受けられたため、速やかに改善すべきである。
(環境課、防災課)

(3) 個別的意見

市民協働課について、総合センターらぼーるに設置されている機能回復訓練室については、主に若中年世代の健康増進に利用され、当初の機能回復の目的に使用されているとは言えない状況にあるため、市全体におけるあり方や位置づけについて再検討する必要があると思われる。また、利用料金についても、市内・市外も同一料金でかつ近隣と比較して安価な設定となっていると思われるため、見直しを検討する必要があると思われる。以上について、留意して取り組まれない。

5 保健福祉部

(1) 監査対象課等

(社会福祉課、こども課(菅谷保育所、地域子育て支援センター、こども発達相談センター)、介護長寿課、保険課、健康推進課)

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

こども課については、保育所の入所について、保護者が通勤に紐付けして保育所を選択するのは、子育てをする側からは一般的なことなので、そういったことも踏まえて、待機児童が解消するよう努められたい。

介護長寿課について、高齢化社会を迎え、家庭において高齢者の面倒をみるような場合も増えてくると考えられるが、家庭で高齢者の面倒見るのは実際やってみると大変なことであり、高齢者を放置するようなケースも出てくると思われる。そういったものはなかなか表には見えない部分であり、また、どこまで行政が立ち入るのか難しい面もあるが、人間らしさを維持できるようサポートする体制の整備について、引き続き留意して取り組まれない。

6 産業部

(1) 監査対象課等

農政課、商工観光課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

農政課について、現在休館中の「旧しどりの湯」については、静峰ふるさと公園のリニューアルにあわせた活用に向け検討が進められているとのことだが、休館の現状がそのまま続けば、建物を維持管理するためだけに経費を要することになることから、速やかに方向性を示す必要があると思われるので、十分に留意して取り組まれない。

また、米ゲル製品の開発においては、開発後のコストと販路の開拓が重要になると考えられるため、十分に留意して取り組まれない。

7 建設部

(1) 監査対象課等

土木課（用地室）、都市計画課、建築課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

都市計画課について、区域指定制度の導入にあたっては、市街化調整区域における集落の維持とともに、市街化区域における市街地の形成についても十分に留意し、バランスの取れたまちづくりに努められたい。

建築課について、市営住宅の借地料については、コストを押し上げてしまう要因であるので、今後は借地での建て替えは行わないことや、現在の借地については取得に努めることが必要であると思われるので、引き続き留意されたい。

8 上下水道部

(1) 監査対象課等

下水道課、水道課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

9 会計課

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

10 議会事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

11 農業委員会事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

12 教育委員会

(1) 監査対象課等

学校教育課（指導室、学校給食センター）、菅谷西小学校、五台小学校、芳野小学校、木崎小学校、瓜連小学校、第一中学校、第三中学校、瓜連中学校、菅谷西幼稚園、五台幼稚園、芳野幼稚園、生涯学習課（スポーツ推進室、図書館、中央公民館、歴史民俗資料館）

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

学校教育課について、小中一貫教育については開始から3年が経過し、各学園において様々な取組が行われているが、小中の学力連携はとても大事な課題であるので、引き続き留意されたい。

学校教育課給食センターについて、異物混入防止対策については、新しい点検表において未然に防ぐチェック体制が整えられているが、チェックに追われて本来の作業がおろそかにならないう、引き続き留意されたい。

学校教育課各中学校について、部活動の大会参加におけるバス借上料について、制度改正による値上がりもあり、地区大会を勝ち進むと予算が不足し、本来は公式でないものに使う後援会費などから支出をお願いしているという実態があった。頑張っで勝ち進んだ生徒のやる気や成果に応じておらず、何らかの対応が必要だと思われるので留意されたい。

生涯学習課スポーツ推進室について、旧戸多小学校屋内運動場改修工事については、改修後の利活用が必ずしも明確とはなっていないので、費用に見合う利活用が図られるよう十分に留意されたい。

また、那珂川河川敷グラウンド整備については、計画するにあたり、整備後の管理が過度な負担とならないよう留意されたい。

13 消防本部

(1) 監査対象課等

総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

第3 総括的意見

各施設のほか、市道や公園をはじめとする公共施設について、設置後にも維持管理費のほかに借地料・起債利子などの諸コストが必要なことを十分認識し、あらかじめ設置時に検討するとともに、設置後についても、前例にしばられることなく、合理的かつ持続可能な新たな維持管理方策について、常に工夫していく必要があると思われる。

行政が行う事業は、利益を目的としたものではないので、借地において公共施設の整備を行うことは、コストを押し上げてしまう大きな要因となると考えられる。必要な事業用地は取得することを基本とするとともに、借地については解消に努めることが必要だと思われる。

人口減少社会を迎えるなか、活力ある地域を維持するためには、那珂市に住んで、子育てしたいと思える環境づくりをより一層推進し、子供の数を増やしていくような施策が必要であると思われる。そのためには、他分野の現在の経費等についてもう一度見直すなど、子供に対する予算へ配分をシフトしていく必要があると思われる。

市民の歌については、那珂町と瓜連町との合併後に作られたものであるが、あまり市民に歌われていない印象をうける。学校教育や生涯学習の場で取り上げて、子供の頃から歌う機会を設けるなど、市民に広く長く歌われるような取り組みがあるべきではないかと思われる。

明らかに収納が困難と思われるような債権も、そのまま未収金として計上しつづけているものが見受けられる。そのような案件については、裁判所への申立を行うべきか、不納欠損すべきか、いずれかの方向性を検討すべきであるが、結果的にはいずれも選択されないまま時間を経過している状況である。未収金を計上するにも経費を要している（無駄な事務）ことに十分留意し、いたずらに判断を先延ばしすることなく、速やかに判断すべきであると思われる。

最後に、以上のことを踏まえ、事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、また、組織及び運営の合理化に努めるよう留意されたい。